

福島県文化センター

第1節 概要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興を図ることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県美術博物館、福島県歴史資料館の三つの施設をもって構成されている。

県はこの施設の管理運営を、財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、またこれらの施設をその管理のもとに一般県民の利用に供している。

福島県文化センターを構成する各施設の業務内容はおおむね次のとおりである。

(1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設、設備の利用に関すること。

(2) 美術博物館

- 美術資料の収集、保管及び展示に関すること。
- 美術資料に関する専門的又は技術的な調査研究に関すること。
- 美術資料に関する講演会、講習会等の主催及びその開催の援助に関すること。

(3) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料の利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

福島県文化センターが昭和45年9月に開館して以来、県民文化の振興に果してきた役割は高く評価されているが、更に生がい教育の理念にもとづいて、教育文化施設としてよりいっそうの充実を図るために、昭和51年度は過去5年間の実績を踏まえ、県民生活に密着した特色ある館づくりをめざし次の事項に重点を置いて事業活動並びに館の運営に当たった。

- ① 美術資料、歴史資料の計画的、体系的な収集と整理保管に努める。

- 1) 資料の調査研究と収集整理
- 2) 二次資料の整備
- 3) 収蔵目録の作成

- ② 教育活動を充実し、創作活動、研究活動の助長を図る。
- 1) 展示活動のくふう研究（通常展、企画展）
 - 2) 舞台芸術鑑賞の機会の提供
 - 3) 集会等による学習、研究活動の充実

- ③ 施設の機能を常時最高度に發揮しうるよう維持管理に努める。

- 1) 施設の改良保全
- 2) 保守点検の強化
- 3) 防火、防災対策の強化

- ④ 県民との接触、交流を深めその活動に協力する。
- 1) 機関誌（月報）の内容の充実
- 2) 文化団体、研究団体、実作者及び研究者との接触交流
- ⑤ 職員の資質の向上に努める。
- 1) 職場内研修の充実
- 2) 各種研修会等への派遣

第2節 施設・設備の概況

1 施設

所 在 地	福島市春日町5—54
敷 地 面 積	21,600m ²
建 築 面 積	5,850m ²
建 築 延 面 積	11,335m ²
構 造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り 地下1階、地上3階、塔屋1階
竣 功	昭和45年9月1日
施 設 概 要	

(1) 本館

地階=中央監視室、空調・電気機械室、奈落
1階=大ホール(1,951席) 小ホール(448席) 楽屋(4室)
リハーサル室(109m²) 和室(20畳2室) 小ホール
控室(37m²) 浴室(2室) 視聴覚室(108席) 会議
室(24名) I T V室、事務室、応接室、収蔵庫、
その他

2階=会議室兼展示室(466m²) 事務室、収納室、食堂等
3階=展示室(505m²×2室) ギャラリー(363m²) 事務室

倉庫等

塔屋=空調機械室、エレベーター機械室

(2) 歴史資料館

1階=展示室(180m²) 消毒室、消火機械室
2階=研究室(64m²) 行政資料室(64m²) 閲覧室(45m²)
マイクロフィルム室(61m²) 文書庫(272m²) 事務
室
3階=文書庫(272m²) 文化財収蔵庫(455m²)

2 設備

(1) 一般設備

- 空気調和設備=冷暖房、換気設備
- 給排水衛生設備=給排水、ガス、一般屋内消火設備、
スプリンクラー及びドレンチャー、炭酸ガス消火
設備、浄化槽
- エレベーター設備=乗用(11人乗) 荷物専用(積載荷
重4トン)
- 電気設備=一般照明(蛍光灯、白熱灯) 内線電話(自
動交換) I T V設備、T V中継設備、館内放送設